

市営建設関連業務に係る指名停止等措置基準

平成 26 年 3 月 31 日

告示第 53 号

改正平成 29 年 11 月 20 日告示第 137 号

改正平成 31 年 2 月 7 日告示第 12 号

改正令和 2 年 4 月 7 日告示第 74 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市営建設関連業務の適正な履行を確保するため、市営建設関連業務に係る指名競争入札における指名停止等の措置基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格者 市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 20 年宮古市告示第 110 号。以下「資格等規程」という。）第 6 条に規定する資格者をいう。
- (2) 契約担当者 宮古市財務規則（平成 17 年宮古市規則第 66 号）第 2 条第 10 号に規定する契約担当者をいう。
- (3) 市営建設関連業務 資格等規程第 2 条各号に掲げる建設関連業務をいう。

(指名停止)

第 3 条 市長は、資格者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、同表中欄に掲げる適用基準に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる期間により指名停止を行うものとする。

- 2 前項の場合において、特に重大と認められる事案については、あらかじめ宮古市営建設工事等請負資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 市長が第 1 項の指名停止を行ったときは、契約担当者は、当該資格者を入札に参加させてはならない。この場合において、指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(再受託者に関する指名停止)

第 4 条 市長は、市営建設関連業務を受注した資格者（以下「受注者」という。）について指名停止を行う場合において、当該業務の一部について、受注者のほか、受注者から再委託を受けた資格者（以下「再受託者」という。）についても当該指名停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、当該再受託者について、当該受注者に係る指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 市長は、前条第 1 項の規定により共同企業体又は事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該共同企業体又は事業協同組合等の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体又は事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 市長は、前条第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む

共同企業体又は事業協同組合等について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 資格者が、一の事案について別表に掲げる2以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件に係る期間のうち最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 同一の資格者が、指名停止の期間中に、別表に掲げる措置要件に該当する新たな事案を発生させたとき。

(2) 同一の資格者が、同時期に、別表に掲げる措置要件に該当する複数の事案を発生させたとき。

(3) 同一の資格者が、指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、別表に掲げる措置要件に該当する事案を発生させたとき。

3 市長は、資格者が私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合の指名停止の期間については、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

4 市長は、資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があると認めるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1を限度として短縮することができる。

5 市長は、資格者について極めて悪質な理由があり、又は資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表に定める期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該別表に定める期間の2倍を限度として延長することができる。

6 前2項の場合において、特に重大と認められる事案については、あらかじめ審査委員会の意見を聴くものとする。

(指名停止期間の変更等)

第6条 市長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由があることが明らかとなったときは、審査委員会の意見を聴いた上で、別表及び前条に定める期間の範囲内で当該指名停止の期間を変更することができる。

2 市長は、指名停止の期間中の資格者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の効力)

第7条 指名停止の期間が資格等規程第7条に規定する名簿の有効期間(名簿の有効期間の経過後新2年度に係る名簿が作成されるまでの期間を含む。)を超える場合において、資格者が引き続き名簿に登載されたときは、当該指名停止は、なおその効力を有する。

(指名停止の通報)

第8条 市営建設関連業務を所管する部署の所属長は、その分掌する事務に関して資格

者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めるとき、又は第6条に規定する理由が生じたときは、遅滞なく指名停止事由通報書（様式第1号）により契約管財課長に通報するものとする。

（指名停止の通知）

第9条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第6条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6条第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該資格者に対し、遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 契約管財課長は、市長が前項の規定による通知をしたときは、指名停止等通知書（様式第5号）により関係部署の所属長に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による通知をする場合において、当該指名停止の理由が市営建設関連業務に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（再受託の禁止）

第11条 契約担当者は、指名停止の期間中の資格者が市営建設関連業務を再受託することを認めてはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第12条 市長は、資格者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しない場合において、必要があると認めるときは、当該資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年11月20日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月7日から施行する。

別表（第3条、第5条、第6条、第8条、第12条関係）

(1) 市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市営建設関連業務の委託契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加申込書及び競争参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市営建設関連業務の委託契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 開札後から業務着手前において落札候補者又は落札者若しくは受注者（以下「落札候補者等」という。）から虚偽の記載について報告があった場合など、落札候補者等の引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が認められるとき。</p> <p>(2) 開札後から業務着手前において市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、落札候補者等の契約不適合が大きいと認められるとき。</p> <p>(3) 業務着手後に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、受注者の契約不適合が特に大きいと認められるとき。</p> <p>(4) 業務着手前に虚偽の記載の事実が判明し、受注者の故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が重大と認められるとき。</p> <p>(5) 業務着手後に虚偽の記載の事実が判明し、受注者の故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が特に重大と認められるとき。</p> <p>(6) 文書偽造、事前共謀その他当該虚偽の記載について明らかに受注者の故意性が認められる事実があるとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>
<p>(過失による粗雑成果物)</p> <p>2 市営建設関連業務の履行に当たり、過失により業務を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>(1) 業務の履行中に成果物が粗雑であると判明するなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>(2) 業務の履行中に成果物が粗雑であると判明し、市への報告が遅れるなど、受注者の契約不適合が認められるとき。</p> <p>(3) 業務の履行中に市により成果物が粗雑であると指摘されるなど、受注者の契約不適合が大きいと認められるとき。</p> <p>(4) 業務完了後の検査などにより成果物が粗雑であると判明するなど、受注者の契約不適合が特に大きいと認められるとき。</p> <p>(5) 履行期限が遅れるなど、当該成果物が粗雑であることの影響が重大と認められるとき。</p>	<p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>
<p>3 市内における業務で次に掲げるものの履行に当たり、過失により業務を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p> <p>(1) 市が出資している公社等、国、県又は特殊法人等が発注した業務</p> <p>(2) (1)以外の公共的団体が発注した業務で市が指導監督の責務を負っているもの</p>	<p>ア 業務中に成果物が粗雑であると判明するなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 業務完了後の成果物が粗雑であると判明するなど、受注者の契約不適合が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 履行期限が遅れるなど、当該成果物が粗雑であることの影響が重大と認められるとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注の業務の履行に当たり契約に違反し、建設関連業務の委託契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 契約条項の違反が判明するなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>(2) 履行期限が遅れるなど、当該契約違反の業務への影響が重大と認められるとき。</p> <p>(3) 一括再委託を行った場合、業務の履行に必要な報告を怠った場合など、当該契約違反が市との信頼関係を明らかに損なわせたと認められるとき。</p>	<p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 市発注の業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。</p> <p>(2) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(3) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(4) 安全管理上問題があり2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(5) 安全管理上問題があり1名の死亡者、3名の重傷者又は4名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(6) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者、4名以上の重傷者又は5名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>
<p>6 市内における業務で市発注の業務以外のもの（以下「一般の業務」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせた場合又は公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。</p> <p>(2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(3) 安全管理上問題があり死亡者、2名以上の重傷者又は3名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p>
<p>(業務関係者事故)</p> <p>7 市発注の業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(3) 安全管理上問題があり1名の死亡者、2名若しくは3名の重傷者又は4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(4) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者、4名以上の重傷者又は6名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p>
<p>8 一般の業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 安全管理上問題があり死亡者、2名以上の重傷者又は4名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p>
<p>(入札)</p> <p>9 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、市営建設関連業務の入札等の事務の執行に当たり、円滑な執行を阻害する行為が認められるとき。</p>	<p>(1) 威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。</p> <p>(2) 入札心得に違反し、入札参加者として不適当とみなされるとき。</p> <p>(3) 落札者が契約を締結しなかったとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p>

(2) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑法(明治40年法律第45号)第198条に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	12月
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設関連業務の委託契約の相手方として不相当であると認められとき。</p>	<p>次の(1)から(4)までに掲げる場合等において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実が判明したとき。</p> <p>(1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 刑事告発 (4) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反容疑による逮捕</p>	12月
<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑法第96条の3に定める談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	12月
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>4 第1号の表及び前3項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設関連業務の委託契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 宮古市の区域</p> <p>(2) 宮古市を除く区域</p>	<p>ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>エ 一般役員等又は使用人が市発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>オ 代表役員等が市発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。</p> <p>ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>エ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>オ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。</p>	2月 4月 6月 8月 9月 1月 3月 5月 7月 9月
<p>5 第1号の表及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設関連業務の委託契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 宮古市の区域</p> <p>(2) 宮古市を除く区域</p>	<p>ア 横領罪、傷害罪、公職選挙法違反等により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>エ ウに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。</p> <p>ア 横領罪、傷害罪、公職選挙法違反等により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>エ 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員が公共機関発注の事業に関連し、懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が特に重大であると認められるとき。</p> <p>オ エに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。</p>	4月 6月 8月 9月 2月 4月 6月 8月 9月

様式第1号(第8条関係)

第 号
年 月 日

契約管財課長 あて

所属長 印

指 名 停 止 事 由 通 報 書

市営建設関連業務に係る指名停止等措置基準第8条の規定により下記のとおり通報します。

記

資格者	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
発 生 日 時		
発 生 場 所		
内 容		

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、下記の理由により、市営建設関連業務の指名競争入札について次のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。今後は係る事態が生ずることのないよう十分注意願います。

業者の商号又は氏名	
指名停止の期間	始期 年 月 日から 終期 年 月 日まで
指名停止の理由	
備 考	

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって、市営建設関連業務の指名競争入札に係る指名停止を行った旨を通知したところですが、この度、当該指名停止の期間を下記のとおり変更したので通知します。

記

- | | |
|---------------|---------|
| 1 従前の指名停止の期間 | 年 月 日から |
| | 年 月 日まで |
| 2 変更後の指名停止の期間 | 年 月 日から |
| | 年 月 日まで |
| 3 変 更 の 理 由 | |

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって市営建設関連業務の指名競争入札に係る指名停止を行った旨を通知したところですが、この度、当該指名停止を解除したので通知します。

記

指名停止解除年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

関係所属長 様

契約管財課長

指 名 停 止 等 通 知 書

下記資格者について、市営建設関連業務の指名競争入札に係る指名停止(指名停止期間の変更、指名停止の解除)をすることとしたので通知します。

業者の商号又は氏名	
指名停止(変更後の指名停止)の期間	始期 年 月 日から 終期 年 月 日まで
指名停止の解除年月日	年 月 日
指名停止等の理由	